

山梨県鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要綱

平成26年 4月 1日 交政第1076号

(通則)

第1条 山梨県鉄道安全輸送設備等整備事業費補助金(以下、「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等に要する経費の一部を県が補助することにより、輸送の安全を確保すること等を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「補助対象事業」とは、次の各号に掲げる補助対象事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備等であって、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」に該当するものをいう。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備
- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備
- 八 車両設備
- 九 その他設備

2 「補助対象事業者」とは、県内の鉄道事業者であって、東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社を除いた事業者とする。

3 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号及び国空環第103号)に従って行われる鉄道及び軌道による輸送の安全を確保する設備の整備であって、国土交通大臣に提出された「生活交通ネットワーク計画」(当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。)に基づいて実施される事業をいう。

(交付の対象等)

第4条 補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費(以下、「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費、調査費とする。

3 補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額(別表に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額)を下回る場合は、交付の対象としないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に1/6を乗じて得た額以内の額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに交付申請書(様式第1)を知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、予算の範囲内で交付決定を行い、交付決定通知書(様式第2)により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第8条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、交付決定変更申請書(様式第3)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 様式第1別紙における各工事内容間の補助対象経費の配分を変更(変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。)をしようとする場合
- 二 様式第1別紙における工事内容を変更(補助金の額の増額を伴わないもので、補助目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部に関わる軽微な変更を除く。)又は中止しようとする場合

(交付決定の変更及び通知)

第9条 知事は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書(様式第4)により申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付決定の後、その交付の決定に係る申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに状況報告書(様式第5)を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、予定期間内に補助対象事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、状況報告書にその理由を付して速やかに知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書(様式第6)を知事に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月10日までに、終了実績報告書(様式7)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 知事は、第12条の規定による完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対

象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8）により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助対象事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第9）を知事に提出しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち、山梨県補助金等交付規則第20条第2号の規定により、知事が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

3 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第10）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（補助事業に関する書類の保存）

第17条 補助対象事業者は、補助金の交付の対象となった設備の整備等に関する書類を、整備完了の属する年度の翌年度から5年間保存しておかななければならない。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 山梨県鉄道輸送対策事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、同要綱に基づき交付決定された補助金については、同要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別 表

収益及び費用の配賦方式

1 鉄道事業における各路線の収益及び費用を計算する場合の収益及び費用の各路線への配賦は、次のとおりとする。ただし、各路線に専属することが明らかな収益及び費用については、これによらず当該専属する路線に配賦することができる。

営業収益	
旅客運輸収入	延人キロの百分率
貨物運輸収入	延トンキロの百分率
運輸雑収	旅客運輸収入及び貨物運輸収入の合計額の百分率
営業費	
保存費	線路、電路、車両保存費のうち変電所、車庫、修理工場、車両その他これに類するものについては、専属車両走行キロの百分率、その他のものは専属営業用固定資産額の百分率
運転費	専属車両走行キロの百分率
運輸費	専属営業収益の百分率
保守管理費	専属保存費の百分率
輸送管理費	専属運転費及び運輸費の合計額の百分率
案内宣伝費	専属旅客運輸収入の百分率
厚生福利施設費	専属職員数の百分率
一般管理費	専属営業費（一般管理費、諸税及び減価償却費を除く。）の百分率
固定資産税	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
事業税	専属収益の百分率
その他税	専属営業費（諸税及び減価償却費を除く。）の百分率
減価償却費	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
営業外収益	
営業外費用	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
支払利息・割引料	営業費の百分率
その他	

2 当該鉄道事業者が他事業を経営する場合においては、鉄道事業と当該鉄道事業者の経営する他事業とに関連する収益及び費用の配賦を次のとおり行った後、1.により各路線に配賦するものとする。

営業収益	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営業費	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営業外収益	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営業外費用	専属営業収益の百分率
支払利息・割引料	
その他	前事業年度末における専属営業用固定資産額（減価償却引当金の額を控除した額とする。）の百分率
	営業費の百分率